

施 管 第 1 2 3 3 号
令和7年(2025年)2月10日

一般社団法人
北海道農業土木測量設計協会会長 様

北海道農政部長

北海道土地改良事業確定測量作業規程の制定について(通知)

北海道における換地に係る確定測量については、従来「北海道公共測量作業規程」により実施していたところですが、この度、確定測量の項目が規定されている「農林水産省農村振興局測量作業規程」を準用した「北海道土地改良事業確定測量作業規程」を新たに制定し、令和7年4月1日以降発注の確定測量実施分から適用することとしたのでお知らせします。

記

1 作業規程の読替えについて

「北海道土地改良事業確定測量作業規程」は「農林水産省農村振興局測量作業規程」を準用しているため、下記のとおり読替え規定により取扱います。

作業規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「北海道」と同条第2項「農林水産省地方農政局」とあるのは「北海道」とそれぞれ読み替えるものとする。
--

2 ホームページの掲載について

上記作業規程は農業施設管理課のホームページよりリンク設定している農林水産省ホームページからダウンロードしてください。なお、事業調整課のホームページともリンクしておりますのでご確認ください。

- ・農業施設管理課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/115539.html>

- ・事業調整課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/sekkeisekou/sokuryousagyokutei2010.html>

〔 農村振興局農業施設管理課
主査(農地集団化)
TEL 011-204-5410 〕